

## 1. 総則

番号	取扱い
1 - 2	住宅の台所に関する非居室扱いについて

- ・法第28条（採光・換気）、法第28条の2（シックハウス）、法第29条（地階居室）、令第21条（天井高）、令第22条（床高・防湿）において、小規模（4.5畳程度）で他の室と間仕切等で明確に区画されている（50cm以上の垂れ壁やキッチン本体等で区画するなど範囲が限定されているものも含む）台所については、非居室とする。
- ・上記以外の場合で、食事室・居間と一体的な空間の場合、当該台所と食事室・居間を合わせて居室とすること。

### 関係 法令等

住指発第153号（H7.5.25）採光のための開口部を設けることを要しない居室について  
建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 1-1用語の定義（3）  
建築物の防火避難規定の解説2016 1.居室1）